

令和7年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名: 恵み野旭学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。
 「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。
 評価の対象に当てはまらない場合は、「—:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。
 職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。
※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	趣旨を理解し、活動の質の向上に取り組んでいる。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	学童クラブの果たす役割を理解し、支援を行っている。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	こどもの健全な育成を目指し、生活及び遊びの場として安心安全な場を提供している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とはアプリの活用や送迎時にこどもの様子を伝え、学校とは課題を抱えるこどもの情報の交流を適時行っている。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	支援員、補助員間で共通の理解を持ち、協力しながらこども達に安全、安心な生活環境を整えている。
(4)学童クラブの社会的責任		○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	学童が地域社会において重要な役割を担っていることを理解し、責任を果たすべく日々の活動を運営している。	
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	こどもの人格を尊重し、保護者の気持ちに寄り添う事によって信頼を損なうことの無い様に留意している。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月1で代表定例会、年1で支援員全体のミーティングを行い、共通認識を持つ機会にしている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情があった時は支援員間で共通の理解を持ち保護者には誠実に対応し、法人の統括者に報告を行っている。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	支援員の質の向上を図るため、ミーティング、合同ミーティングを行っている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	全ての支援員と補助員が研修に2回以上参加できるよう、シフト等に配慮している。
		(3)運営内容の評価と改善	○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	限られた人員と費用の中で子どもや保護者の意見の全てを取り入れるのは難しい。
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	こども一人一人の特性や課題を理解し、その子にあった支援、寄り添う対応をしている。

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○ 育成支援の内容について理解している。	○	育成支援の内容を理解し、支援を行っている。	
		(2) 育成支援の留意点	○ 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子ども達の特性や関係性を適切に捉え、一人一人が安心して学童クラブに通える様に支援している。	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障害のある子どもを受け入れる際の配慮すべき点を理解し、事前に面談をするなどその子にあった支援を行っている。	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○ 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	障害のある子どもでも安心して過ごせるように保護者との連携を密にし、学童で安心して過ごせるように支援を行っている。	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○ 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	子どもと接する中で様子を観察し、変化を見逃さずに虐待が疑われる時は関係機関との連携を意識しながら取り組みを行っている。	
		(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応	○ 家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭環境等で支援が必要であることを早期に把握し、支援員間で共有、関係機関につなげるなど適切な支援を心がけている。	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	周囲の子どもや保護者に不必要に情報が伝わらない様にプライバシー保護を重視している。	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○ 各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	アプリでの出席確認や活動の様子の発信に加え、お迎え時の情報交換に努めている。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○ 保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者がお迎えに来た際に声かけをして、良好な関係を築く様に努めている。	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○ 保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会と連携して、行事を計画している。	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	学童クラブで毎月目標や行事計画を作成し、日々の子どもの様子や活動の状況を記録、具体化している。	
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	学童クラブの運営にかかわる業務を支援員間で協力しながら取り組んでいる。	
	第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	不定期ではあるが子どもの所在の確認や課題を抱えている子どもの情報交換を行っている。
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	×	具体的な取り組みは行っていないが、特段の配慮で個人情報、秘密を取り扱っている。
2. 保育園、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	△	運営法人の卒業生については情報共有をする準備は出来ている。		
3. 地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	関係機関を利用することは無かったが、必要に応じて地域組織との連携が取れる様にする。		
4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ		(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○ 学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校内にある学童クラブなので、学校との取り決めを守り、体育館やグラウンドを使用している。	
	(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○ 地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-			

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○	日頃から衛生管理を徹底し、感染症の流行時期にも声かけ、対応が適切に行えるようにしている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	日頃より事故、怪我の防止を徹底し、事故発生時には安全管理マニュアルに沿って対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○	安全計画に基づき、防犯訓練、地震、火災訓練を実施している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	アプリで出欠確認を行い、利用予定で登会しない場合は学校や法人に連絡をして、身の安全を確認し、一人帰りの子どもには安全面の声かけを徹底している。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	○学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	有している。
		(2) 設備、備品等	○学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	活動に必要な備品、設備を整えている。
第4章 学童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。	○	基本的に支援員2人は配置しているが、活動の内容によっては人数を増やしての活動も行っている。
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	単独で活動室を設け、育成支援を行っている。
		(3) 学童クラブ支援員の雇用形態	○学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4) 勤務時間	○学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や日々の記録作成の時間も含めて勤務時間としている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	定員の範囲内で運営している。	
	3. 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	決められた基準に従って開設出来ている。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	新規で利用する児童に対して、利用前に面談、説明を行い、スムーズに利用出来る様に適切に対応している。	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2) 運営上の留意事項	○学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従って各学童クラブが運営されるよう指導している。
	6. 労働環境整備	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。	
	7. 適正な会計管理及び 情報公開	(1) 会計管理	○学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理している。
		(2) 情報公開	○学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	運営主体である学校法人の評議員会において運営状況等を報告をしている。